

事 務 連 絡
令和元年10月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

「認知症サポーター」の周知等について（依頼）

本年6月に「認知症施策推進関係閣僚会議」においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では、「認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していく」ことを基本的な考え方として掲げております。このうち、「普及啓発・本人発信支援」に関しては、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、特に認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関や社会教育施設等の職員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生等に対する養成講座を拡大することとしております。

つきましては、認知症サポーターの取組や養成講座等についてまとめた資料（別添）を送付いたしますので、子供・学生等や公民館・図書館等の職員に対する認知症サポーターの周知及び受講勧奨に引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

本件については、各都道府県におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課及び都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課におかれては、所管又は所轄の学校（専修学校及び各種学校を含む）に対して、専修学校を置く国立大学法人におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対しても周知いただきますようお願いいたします。

別添：認知症サポーターについて

(参考) 厚生労働省ホームページ「認知症施策推進大綱について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html

【問合せ先】

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係

tel：03-5253-4111（内線3276）

fax：03-6734-3719

認知症サポーターについて

認知症サポーターキャラバン

- ・「認知症サポーターキャラバン」は、「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みです。
- ・「認知症サポーターキャラバン」は二つの流れのもとに実施されています。
 1. 企業・職域団体ルートでは、全国規模の職域団体や企業が組織を挙げて社員や従業員を対象にサポーターを養成します。
 2. 自治体ルートでは市町村・都道府県が実施主体となり、一般住民、住民の暮らしに身近な商店・銀行・消防・警察等、地域の企業や職域団体、また学校の児童・生徒を対象にサポーターを養成します。

認知症サポーター養成講座

- ・「認知症サポーター養成講座」は、地域や職域団体などにおいて開催されています。（おおよそ90分の講座です。）
- ・職域団体や企業で開催する「認知症サポーター養成講座」では、認知症に関する正しい知識を学習するほか、業務ごとの特性に応じた内容を盛り込み、実務に即した対応スキルを習得することも可能です。
- ・講座は、講師（先生役）として養成研修を受講した「キャラバン・メイト」により行われます。

認知症サポーター

- ・「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。
- ・何か特別なことをするのではなく、できる範囲で手助けを行うというもので、活動は任意です。
- ・職域団体や企業で開催する講座を受講して社員や従業員が認知症サポーターとなると、認知症の正しい知識、認知症の人への適切な接し方を身につけた上で、業務にあたることができます。
- ・「認知症サポーター」になるには「認知症サポーター養成講座」の受講が必要になります。
- ・地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など様々な方が受講、全国に約1164万人（令和元年6月末現在）の認知症サポーターが誕生しており、地域における相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる等の活躍が期待されています。

ステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座を行います。

職域団体や企業における認知症サポーターの養成

職域団体や企業において認知症サポーターを養成するには、以下の方法があります。

○職域団体や企業内において「キャラバン・メイト」を養成する場合

- ① 全国キャラバン・メイト連絡協議会へ連絡
- ② キャラバン・メイトとなる社員や従業員の選定
- ③ 全国キャラバン・メイト連絡協議会から講師の派遣を受け、選定した社員等に対して「キャラバン・メイト養成研修」を実施
- ④ 養成した「キャラバン・メイト」により、認知症サポーター養成講座を実施

(連絡先)

「全国キャラバン・メイト連絡協議会」

東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル 4 階

電話:03(3266)0551 FAX:03(3266)1670.

<http://www.caravanmate.com/>

○自治体事務局から「キャラバン・メイト」の派遣を受ける場合

最寄りの自治体事務局へ連絡（下記 URL を参照）

※全国の自治体事務局一覧（<http://www.caravanmate.com/office/>）

○地域で開催されている「認知症サポーター養成講座」を受講する場合

最寄りの自治体事務局へ開催状況を確認し、受講を申し込む。

（認知症サポーター養成講座については、市町村広報にて周知している例あり。）

職域団体や企業における実施例

○金融機関の例

- ・高齢者の来店が増え、認知症と思われる方も徐々に増える傾向にあり、その対応が課題となっていた。
- ・このため、定期的に行っている業務知識や接遇等に関する研修の一環として、認知症サポーター養成講座を研修カリキュラムに導入した。

○小売業の例

- ・ある大型スーパーマーケットでは、多くの高齢者が利用されており、認知症と思われる方への対応が課題となっていた。
- ・このため、「認知症の理解を深めてほしい」という店長の思いから、従業員が認知症サポーター養成講座を受講した。

○水道関連業務受託事業者の例

- ・水道メーターの検針や水道料金の収集など各家庭を訪問するといった地域社会で業務を実施する事業者として、CSR(企業の社会的責任)を果たす取組を検討していた。
- ・「金融機関がサポーター養成に取り組んでいる」という新聞記事をみて、「本業の特性を生かして、仕事と同時に地域の見守りや声かけが一緒にできる」と判断し、事業所において認知症サポーター養成講座を開催した。

全国規模の企業・団体での認知症サポーターキャラバン実施状況

職域団体や企業の認知症サポーターのおもな職種は次の通りです。

職業別サポーター内訳（主なもの）

（令和元年6月30日現在）

職域	人数
金融機関（郵便局・保険会社含む）	691,412 人
スーパー、百貨店、商工会・商店会等	199,237 人
警察	157,048 人
JA農協	135,479 人
薬局、薬剤師会	116,826 人
マンション管理	115,983 人
医師会、歯科医師会等	71,572 人
交通機関（鉄道、バス、モノレール、タクシー等）	55,972 人
消防	39,326 人
理美容	24,345 人
電力会社・ガス会社・水道検針	23,061 人

※企業・職域団体が主催者となり自社・団体内で職域キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行っている企業・団体による実施状況（企業・団体型）と自治体での実施状況を合わせたもの。

全国規模の企業・団体によるキャラバン・メイト養成研修

（令和元年6月30日現在）

修了者数	14,331 人
実施企業・団体数	98 企業・団体
開催回数	243 回

事務連絡
令和元年9月27日

文部科学省 御中

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

関係機関に対する「認知症サポーター」の周知等について（依頼）

平素より、認知症施策の推進に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月に「認知症施策推進関係閣僚会議」においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では、「認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していく」ことを基本的な考え方として掲げております。このうち、「普及啓発・本人発信支援」に関しては、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、特に認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の職員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大することとしております。

つきましては、認知症サポーターの取組や養成講座等についてまとめた資料（別添）を送付しますので、公民館や図書館等、貴省の各関連分野における職員や、子供・学生に対する認知症サポーターの周知・養成講座の更なる拡大にむけた関係機関への受講勧奨に引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

別添：認知症サポーターについて

（参考）厚生労働省ホームページ「認知症施策推進大綱について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 井上、安蒜、久保 電話 03-5253-1111（内線 3868、3974） E-mail ninchisyo@mhlw.go.jp
--